

県央保健所長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成21年4月24日

県央保健所長 六本木 義 光

1 訪問看護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又 は開設者の氏名	指定年月日
0370103756	むらまつくリニック	盛岡市東仙北一丁目3番7号	村松 親	平成21年4月1日

2 居宅療養管理指導

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称又 は開設者の氏名	指定年月日
0370101750	訪問看護ステーションもりの みやこ	盛岡市浅岸一丁目4番15号 大 塚ビル2F	有限会社杜の都	平成21年4月1日
0370103756	むらまつくリニック	盛岡市東仙北一丁目3番7号	村松 親	”